き・・ ダ

原判決を破棄する。 被告人を懲役四月に処する。

本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予する。原審及び当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人森川清、同中島達敬、同内藤功共同作成名義の控訴趣 意書記載のとおりであるから、これをここに引用する。

第一 控訴趣意に対する判断

控訴趣意第一点ないし第三点は原判決の法令適用面に関する非難であり、同第四点は事実誤認を、同第五点は量刑不当を主張するものである。そこで、本件の事実 関係を確定する意味で、まず右第四点に対し判断を加え、ついで他の点に及ぶもの とする。

ー 控訴趣意第四点について

所論は要するに、原判示事実中、(1)「被告人の経歴と犯行に至る経過」四のうち、A機関士ら乗務員三名は職場集会参加の意思がなかつた、としている部分並びに「犯罪事実」のうち、(2)「降りろ、降りろ」「降ろしてしまえ」との言辞、「腕を引張り」「抱え」「後から身体を押す」等して押し出した行為及び(3)「両腕をとらえるようにし」「七、八名で取り囲んで」連行した行為の認定にわたる部分はいずれも事実を誤認したものであるというのである。順次検討する。(以下原判決挙示の証拠中、証言及び検察官に対する供述調書については単に当該供述者の姓をもつて、たとえば「B証人の証言」あるいは「C調書」等と対象の証言についても「当審」と付記の表しても、(1)

A機関士ら乗務員三名は職場集会参加の意思がなかつたかどうか A機関士し及びD機関助士が昭和二三年の争議に際し職場離脱を行なつたため行 政処分を受けたことがあることは原判示のとおりであり、A機関士、B、D両機関 助士の三名は本件職場集会の前日たる昭和三三年一一月四日二一時三三分追分発四 七四号貨物列車に乗務して室蘭に向う途中、五日に予定されている職場集会に参加するように組合から要請された場合どうするかについて相談したが、組合の手によって無理に降ろされたら仕方がないが、そうでない限り帰路の勤務に服し、集会に参加しないということに意見の一致を見たことが認められる(A、B、D証人の各種により、 証言)。そして、このように職場集会への不参加の一理由として口証人は、前に行 政処分を受けたことをあげており、又A機関士も同人の原審及び当審の証言に徴し 同様の心情にあつたと推認できる。つぎに、右三名は、五日午前七時三〇分頃室蘭 発芦別行四七五号貨物列車の機関車に乗務し、出区線上で待機しているとき、被告 人により集会に参加するよう最初の説得を受けたが、この際も同機関士は「このままの状態では集会に参加できない。」と答えており(A証人の証言、一月六日付A調書七項後半)、それは「決して暗に無理矢理連行されるようにして連れて行かれ れば大会に参加するということをほのめかしたものではなく」 (三月六日付 A 調書 三項)、明らかに集会参加の拒絶であつたと認められる。(C証人の原審及び当審 における証言中、A機関士が「代りの運転士が来れば参加する」といつたとか、 「参加できる様な型を作つて呉れ」といつたとかの供述は上掲証拠やC調書の内容 とくらべてみて措信できない。)被告人が短時間でこの説得を打ち切つている点を 見ると、被告人としては、あるいは所論のように、代替要員によつて運転されるようにすればA機関士ら乗務員が集会に参加する意図があると推量したのかも知れな 、しかしA機関士がそのような意図を明確に表明した事実はなく、かえつて、 同機関士らは、原判示のとおり機関車を本線五番線上に導入し、駅助役の合図によ り汽笛を吹鳴し発車態勢をとるまでに至つていたのであるし、同所における被告人 らの強い再度の説得を受けて乗務員三名で相談した際も、三名は互いに「降りな い」といい、その意思を再確認しているのである(A、B、D証人の各証言)。結局このA、B、D証人の証言の全体をとおして考えるときは、同人らは強制的に連れ去られる場合、争つてまで乗務を続けることはないが、進んで集会に参加する意思なり、 思はなかつたと断定できる。被告人は、A機関士が機関車内で、このままの状態では参加できないから、「当局ともう一度もみ合つてくれ。」といつたと供述する が、側近に当局側も現在していた場所における発言として恐らくは真実に反する。 「降りろ、降りろ」「降ろしてしまえ」との言辞、 「腕を引張り」 「後から身体を押す」等して押し出した行為があつたかどうか

原判決挙示の証拠によれば、右のような言辞・行為があつたと認め得る。すなわ

ち、次のとおりである。(以下の説明中証言の多くについてこれを部分的に摘録するが、当裁判所はその部分のみをもって控訴理由の判断をしているのではなく、もとより当該証言の全体を判断の資料としている。摘録は説明の便宜上最も核心的な部分についてしたものにすぎない。)

(イ) 「降りろ、降りろ」「降ろしてしまえ」との言辞の点

\_ (ロ) \_ 「腕を引張り」「抱え」「後から身体を押す」等して押し出した行為の ち

つぎにA機関士に対する関係について。同機関士は原審において、「機関助士が降りた後機関士席から助士席に何の気なしに移つた。その際引張られたり押されたりして行つたかどうか分らない。それからもやはり被告人から大会に参加するよう説得を受け、責任は組合がもつといわれた。そのとき、当局の人が『おれがかまたいていくから行こう』というようなことを言つたので運転する気持はなかつたが、一緒に行けるなら行きたい気持で助士席から立つて運転室のほうへ行くと、そのまま押されてずるずるとだ性で降りた。だれから押されたか分らないが背中を押された。……自分としてはもつと納得のゆく説得をしてほしかつたと思つたが、途中からはあきらめた。」趣旨の証言をしているが、当審においては、「機関士席から立

なお、若干の論点にこたえておく。所論は、A機関士が機関車の時計掛にかけて 置いた懐中時計を取つて自分の服のポケツトに入れ、逆転機を中心になおし、さら に加減弁の安全ピンをかける等停車手配をしているのは、同人が平静に行動していたからであり、判示事実の様に押し出されたものなでいことの証左であるという。 しかし、停車手配は十数秒の短時間内で出来るのであり(当審検証調書)、又A機関士は原審公判廷において「無意識のうちに習性になつているのでそれをしたのだろう。」と証言しているのであつて、これに徴すれば、同機関士が所論の如き停車手配をした事実は明らかとはいえ、その前後に前認定の如き力が加えられたことを 否定し、あるいは同機関士が平静な場合でなければ経験則上そのような措置はとれ ないとまでいうべきほどのものではない。所論は又、乗務員らの降車の状況が普段と変らなかつたと見られた点も同人らに威力が加えられていないことの証拠となる ともいうが、乗務員らの意思は前叙の如く、争つてまで乗車を続ける意思はなかつ たというのであり、昇降口まで押された以上、そこでむりに抵抗する行為に出るこ とをせず、ただ力の方向にさからわないでそのまま階段を降りた関係であること前 掲A、B、D証人の各証言のとおりであるから、所論引用の証言にあるように不自 ことにつき落された状況を呈しなかつたと見られたのもむしろ当然とい えよう。さらに所論は、乗務員らが当局に提出した「始末書」の内容は、行政処分 をおそれた作為的なものであつたため、捜査官に対する関係者の供述が歪曲された ものになつているともいう。しかし、当審で取り調べた始末書謄本によれば、始末 書の内外は、たとえばA機関工の分は、「私達は説得が理解出来ず説得を拒否し続 けて居る間局員と組合員との話合を始めた様でしたが成立しない内機関助士二名は組合員により連行され局員と組合員との間に押問答が始まり私にも降りて集会に出 席する様説得されましたが私は拒否しますと組合員四、五名により腕を取られ腰を 押されて局員共々機関車上より降され其の後は組合員により腕をとられスクラムの 形で周囲を巻れ労組大会会場まで連行され大会参加を余儀なくされました。」とあ り又D機関助士の分は、「発車せんとした時機関車労働組合員約三〇名(内機関車

運転室約一〇名)が上つて来て、降りて職場集会に出席してくれと説得を受けたが、私として理解できず乗務放棄は出来ないと断固として動かなかつた、まもなく 局員が機関車上に上つて来て組合員と押問答になつて機関車より降ろされた(約-〇分たつたと思う)後私を機関助士席より両腕をとられて『デツキ』の方へ押しつ けられ降ろされてしまつた、そのままスクラムの形で周囲を巻かれて、職場集会会 場まで連行され」(B機関助士の分もほぼ同旨)とあるにとどまる。これが実際よ りもやや誇張して表現されているとしても、未だかなり抽象的で、したがつて、原 判決の採用したA調書、D調書等に見える相当詳細にわたる供述内容が、ただ右始 末書に捉われた真実に反するものとはいいきれない。のみならず、右調書が作成された。 れた当時は、すでに本件闘争による行政処分が行なわれたあとのこと(たとえば、 Hの検察官に対する供述調書によれば、同人は昭和三三年一二月二四日に停職一力 月の懲戒処分を受けている。)であることを思えば、所論は到底首肯しがたい。さ らにA調書(三月六日付)には、被告人の説得を受けたとき、同人は、責任は組合 がもつからとに角降りろ、せいぜい訓告か戒告位の処分を覚悟して貰えばよいの だ、といつたが、自分は追分の職場放棄の折も責任を持たなかつたのではないかと 食つてかかつた、との供述につづいて「此の時私は腹が立つやら情ないやらで自分 の目頭が熱くなつて涙が出た様な記憶があります。」と述べているくらいであつ て、A機関士の検察官に対する各供述内容がただ始末書に捉われ、上司や取調官に 迎合した虚偽のものであるとは到底断じきれるものではない。

(3) 「両腕をとらえるようにし」「七、八名で取囲んで」連行した行為につ いて

A機関士ら乗務員らが機関車から降りた後、地上の組合員において原判示の右の 如き行為のあつたことは証拠上明らかである。所論は、かかる行為は公労協の組合運動の戦術としていわゆる型をつくつたにすぎたいと強調する。機関車を降りた後 におけるA機関士ら乗務員らの心境は、同人らの原審証言によれば、機関車外のピ ケ要員の包囲の中でもはや乗務することは不可能であり、いわば仕方がない(集会 に参加せざるを得ない)という気持であつたと推察するにかたくないので、この場 合、乗務員らの両腕をとらえるようにし、又は七、八名で取り囲んで連行したことは、一には組合の団結を誇示し、あるいは所論のように型をつくつた面のあつたことを否定しないが、乗務員らを組合の勢力下に確保し、ピケの目的、すなわち集会参加に至らしめることのためにした一連の行為と認められ、原判決の摘示事実にと くに誤はない。

以上のように、控訴趣意第四点事実誤認の論旨は理由がなく、要するに、原判決 挙示の証拠によればその認定は相当である。そして、被告人らの実力行使の態様は 原判文中「『降りろ、降りろ』と申し向け」以下「取り囲んで前記講習室に連行さ せて」までの部分に簡潔に要約されるところである。ただ、この実力行使が、場合によつては傷害の結果をも生ぜしめかねないような暴行の形でなされたものでないことは明らかである。しかし、A機関士らの意思を制圧するに足りるものであつたことは疑いをいれない。かくして、本件の事実関係は威力業務妨害罪の構成要件を 優に充足するものであると認めるべきである。

二 控訴趣意第一、第二及び第三の各点について 所論は、要するに、原判決が、「Pの組合員としての団体行動は、公労法第一七 条によつて規整されている。(公労法第一七条が憲法第二八条に反しない法律であ ることは既に最高裁判所の判例によつて明らかにされている。)被告人らの行為 は、右法令に反する行為であるから、この点においても、既に労働組合法第一条第 項本文の適用はなく、また判示の如き被告人の所為は如何なる観点に立つも法律 上許容さるべきではなく、民主的で健全であるべき労働行為の限度に属しない。」 (第一点)公労法は憲法二八条に違反する。 (第二点) 本件には 労組法一条二項及び刑法三五条の適用がある。(第三点)労組法一条二項の適用は ないとしたことは札幌高裁函館支部昭和三六年二月二一日判決に違反する、という ものである。

(一) まず、憲法二八条、公労法一七条、労組法一条二項、刑法三五条の各関係についての当裁判所の基本的見解を示すものとする。

公労法一七条と憲法二八条との関係 (1)

公労法一七条が憲法に違反するものでないことは、原判示のとおりすでに最高裁 判所の判示するところであり、本件事案を判断するについて当裁判所もこれにした がうが、若干の説明を付加する。

争議権が憲法二八条の保障する基本的人権であることは言をまたないが、国民の

権利はすべて公共の福祉に反しない限りにおいて立法その他国政の上で最大の尊重 を必要とするものであるから、争議権もまた公共の福祉のため制限をうけるのはや むを得ないところである。しかるに、公労法がいわゆる三公社五現業について一般 企業と異る特殊の規制を設けたのは、「国家の経済と国民の福祉に対する公共企業 体及び国の経もする企業の重要件にかんがみ」たものと考えられるが(同法一条二 の点を考慮し、すなわち公共の福祉の見地からその職員に対し争議を制限すること は、わが憲法のもとで、決して計されないものではないといわなければならない。 もつとも、その制限は可及的最少限度にとどめられるべきものであることは、争議 権が憲法の中で保障されている趣旨より見て当然のことである。そこで、公労法は 一七条において職員の争議行為を禁止しているが、その代償としていわゆる仲裁制 度を置き(この制度は、裁定の効果に完全な拘束力を認めていないため現実的には無価値であり、代償としては意味をなさないと論ずる向きもあるが、現行公労法三五条、一六条以上の拘束力を認めるかどうかは立法政策に属する事項であり、現行 法の建前そのものは、一法の実施面における批判はあり得るとしても一充分代償た るにたえるものであると思料される。)、又禁止の直接的効果を民事的な解雇にと どめていること (同法一八条) を総合すれば、同法一七条による国鉄職員の争議行為の禁止は、憲法二八条その他の法条に反する違憲のものということはできない。 したがつて、控訴趣意第一点は採用できない。

公労法違反の争議行為と労組法一条二項及び刑法三五条との関係 (2) 労組法一条二項本文は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて同条一項に掲 げる目的を達成するためにした正当なものについては刑法三五条の適用があるとす るいわゆる刑事免責の規定であるが、公労法一七条違反の争議行為が労組法一条ニ 項の「正当な行為」といえるかについては、右一七条が争議行為を否認するもので ある以上、実定法の解釈としては一応消極に解せざるを得ないであろう。しかし、 争議行為の正当性、いいかえれば争議権は長年にわたる労働運動の成果としていま や多くの国において法認され、わが憲法二八条も憲法上の基本権としてこれを保障 しているものである。したがつて、労組法一条二項本文は争議行為の刑事免責を創 設的に規定したものではなく、争議権法認の歴史的事実とは憲法上の保障による当 然の帰結として刑法三五条との関係においてその適法性をいわば確認したものにす ぎない。そこで、労組法一条二項は、法秩序に反しない「正当ノ行為」について違 法性を阻却する旨を宣言している刑法三五条の適用を限定する意味をもつものでは なく、労組法一条二項所定外の労働者の団体行動であつても右刑法三五条の適用のある場合のあることを認めなければならない。ところで、争議権法認の理の刑事面における関係は、要するに、争議行為は企業の力に対抗する労働者の団結を背景と した行動であつて企業の正常な運営を阻害すべき性質のものであるから、それによ り人の経済的生活活動・意思決定の自由等に侵害を及ぼす(したがつて、 益とする各個の構成要件を充足することがある)が、労働関係における特有の緊張 関係の下では、これらの法益の侵害も争議行為と健全な調和(相当性)を保つ限 り、利益衡量の原則によりその違法性を阻却し正当な行為と見るべきものとしたと 解することができる。しかるに、これとはやや異質の観点に立つて(たとえば、 共福祉の保護、他の権利との調整等から)争議行為を敢えて制限し、これに対し特 別に一定の刑罰的制裁又は民事的効果を伴なわしめることがある。この場合、その 制限違反の争議行為があつたときは、当該特別規定の適用があることはもちろんで あるが、その余の関係、とくに人の経済活動や意思決定の自由等を保護法益とする -般刑法との関係では、すでに歴史的事実として法認されてきた争議行為の不可罰 性自体に変化を来たすいわれはないとしなければならない。けだし、一般に、ある 行為についての違法阻却事由の存否は個別的に、ことにその法益との関係に主眼をおいて判断されるべきものと考えるからである。このように見ると、公労法一七条の争議禁止の規定は前述の如く直接には公共の福祉の保護にあるのに反し、たとえ ば刑法の業務妨害罪は企業活動を保護しようとするものであるから、両規定の保護 法益は明らかに異るものがあり、業務妨害罪の違法阻却性は公労法の争議禁止規定 をひとまず措いて考慮すべきことになる。(もつとも、いかなる場合にも右禁止規 定を無視するというのではなく、争議が禁止され、これに固有の効果が付されてい るという事実は、具体的行為の違法判〈要旨第一〉断にあたつては当然問題となるこ

しかしながら、争議権の行使にもおのずから限界のあることは前述争議権保障の趣旨に照らし明らかであり、これを超え相当性を逸脱するときは違法たるを免れないことはいうまでもない。そして、その限界については結局、当該争議行為につき「目的」及び「手段」の両面にわたつて現行法秩序全体との関連において決すべきものである(最高裁判所昭和二五年一一月一五日大法廷判決、刑集四巻一一号二二五七頁参照)。そして、労組法一条二項但書の規定するところも、このことを前提とし、争議行為には往々にして暴力の行使が随伴し易い点を考慮して、暴力の行使は正当な行為にあたらないことをとくに注意的に宣言したものと解される。

は正当な行為にあたらないことをとくに注意的に宣言したものと解される。 このように考えることは、つまるところ公労法違反の争議行為についても労組法 一条二項本文及び但書の適用を肯定する説とほぼ同一に帰し、形式的にはその準用 を認めるといつても差支えないであろう。

- (二) 当裁判所の基本的見解は概略以上の如きものである。公労法一七条の合憲法の点を除けば、抽象的な法解釈上は、立論の細部の点はともかく、所論あるいは前掲当庁函館支部のとる見解と大差はない。そこで、前認定の被告人の本件所為(威力業務妨害行為)について違法性(阻却)の有無を具体的に検討するものとする。
- (1) まず、一一月五日L分会における職場集会が行なわれるに至つた経過は原判示のとおりであり、当面する経済的諸要求を中心とし警職法改正反対を併せ討議するためM斗争委員会の指令の下にN支部斗争委員会によつて実施されたものである。そして、被告人は、右O支部の副委員長であり、右集会の企画及び行動隊の責任者となり、四七五号列車機関車乗務員を集会に参加せしめるべく説得するの件所為に及んだ。したがつて、右職場集会の開催はPの統一的な争議行為の一環と認められ(勤務時間内二時間にわたる職場集会が国鉄業務の正常な運営を阻害する性格のものとして争議行為にあたることはいうまでもない。)、本件で具体的思となる被告人の所為もこれに附随するいわゆるピケツテイングの一種に属するこのような目的自体については、少なくとも企業の業務権との関係だけでは必ずしたい。

同三三年五月二八日大法廷判決、別集一二巻八号一六九四頁等)。本件について、 当裁判所としては次の諸事情を重視する。

- 本件行為のなされた場所 本件における被告人らのピケツテイングは機 **(イ)** 関車内で行なわれたものである。国鉄においては、機関車には乗務員及び乗車証を 所持した者でなければ一般には乗車できない扱いであり(E証人の証言) 各種の機械装置をそなえ、強大な動力を有する車の性質上当然肯認できる措置であ る。しかも、機関車内は狭降であり、かつ発車寸前の状態にあつて数名の者がこれ に乗りこんだ場合、いかなる不測の事故がおきるかを保しがたい。
- 本件行為のなされた時機本件ピケツテイングは列車の組成を終え機関 車が発車の汽笛を鳴らして発車寸前にあるときから初められている(もつとも、定 時より二分前に発車すべき措置がとられている。しかし、これは許された措置であ り、汽笛を鳴らし発車の態勢がとられたことが外部的に明白である以上、この早発 の点は事を理解する上でほとんど影響のないものである。)。このとき、乗務員ら はすでに国鉄の管理指揮下において当該列車運行業務に就労中であり、単なる就労 希望者ではない。その上、乗務員としては、目前の発車が物理的に不能となるわけではないにせよ、前述の機関車内という特殊な場所における混乱の回避、発車すれ ばおきるおそれのある人身に対する危険等への配慮から、発車の一時的中止をはか らざるを得ないような制約下におかれたものである。鉄道交通における「時間」の 重要性は論ずるまでもないから、遅発はそれ自体重要な業務妨害であり、場合によ つては運転不能の事態までに進展しかねない。
- 本件行為のなされた対象 本件は同一P組合員たる乗務員に対し、職場 (11)集会への勧誘を目的として行なわれたものである。一般に、争議に際し組合の統制に服さない組合員に対するピケツテイングについては第三者等に対するよりもやや強い働きかけが肯定される場合なしとしない。しかし、本件においてA機関士らは 争議(集会)不参加を表明している組合員ではあるが、他面公労法上争議行為を禁 止されている国鉄の職員である。組合員にも就労の自由のあることを否定できない し、ことに就労しなければ公労法上不利益を甘受しなければならない立場にあるこ とに着目すれば、ピケツテイングを受ける者の自由な意思は充分に尊重されるべきで、そのピケツテイングの限界は私企業の場合と著るしく趣きを異にすることを認 めないわけにはゆかない。
- (なお、弁護人は、乗務員らに充分自由な意思決定の機会と余裕を与えていると いう。A機関士ら乗務員が機関車内で集会参加について相談したことは控訴趣意第 四点についての判断にあたり挙示した証拠上明らかなことであるが、しかし、同人 らは結局集会に参加しないことを再確認し、被告人らの前記実力行使はその後に行 なわれているのが事実である。)
- (二) 国鉄当局側の態度 この点に関し、所論は、原判決に示されているような、当局が集会前日乗務員一般に対し、職場集会参加者は厳重処分されるべき旨の通告をなし、又当日朝重ねて説得に出ていることは、Pの団結権に対する重大な侵 害であり、本件行為はこのような当局の行為から団結を擁護するため必要かつ相当 のものということができるといい、又所論中には、当局側がとつた前日以来の乗務 員の確保対策や本件四七五号列車乗務員について早出勤務を措置し、かつ同列車の 分の早発を図つていること等に対する非難も散見される。しかし、国鉄側にも対 抗の自由がある。ことに公労法の趣旨に照らせば、国鉄は公共企業体として業務の 停廃を避けるべく要請されているとさえいえる。公労法上禁止されている争議行為 に該当する職場集会の開催を前にして、その開催から惹起される混乱をさけ、公共 の利益を保持する(とくに列車の運行を確保する)ための臨機の処置として、右に あげた当局側の態度はやむを得ないものと考えられ(なお、乗務員の確保や早出勤 務の措置はいずれも乗務員の納得を得ているものと認められる。A、B、J証人の 証言)、したがつて、このことはピケツテイングの必要性を肯認させるものとはい い得るにしても、本件ピケツテイングの合法性の限界を案ずるにあたつては、なお 間接的な事情たるにとどまる。本件で重要なのは、むしろ本件行為に直接関係した当局側の態度である。これを見ると、当局側も機関車内に乗りこみ、「大会に参加 したら首にする。」とか「公務執行妨害だ。」とか大声を発し、乗務員らの下車を 極力阻止している事実が明らかである(控訴趣意第四点に対する判断にあたり挙示 した各証拠参照)。しかし、当局側が機関車内に入つたのは被告人らが乗りこんだ あとのことであり、しかもこの場合留意すべきことは、当局側には乗務員に対し言 論以上の説得行為はなかつたということである。 右の如き諸事情の下で、組合側としてとり得べき説得の方法としては、争議権と

就労権及び業務権との均衡を考慮し、おおむね機関車外からする言論と団結の示威 を主とする説得であり、これを超えたより積極的な実力行使は許されなかつたもの というべきである。しかるに、被告人らの所為は、いわば力づくで乗務員を組合の 勢力下におき、その就労を妨害したものであつて、争議手段として相当と認められ る範囲を逸脱したものといわなければならない。(右に考えたような説得方法では 実効をあげ得ないとの反論もあろうが、実効の少ないのは説得時機の選択が適切で ないことを物語ること以外のものではなく、それにより組合の団体行動が甚だしく 制限されるというべきではない。)

果して以上のとおりであるとすれば、被告人の本件行為は争議行為としてその限 界を超え、威力業務妨害罪を構成し、刑法三五条により違法性を阻却される場合に あたるものということはできない。

三 原判決が公労法一七条違反の争議行為には労組法一条二項の適用はないとし た点が、もし該争議行為は直ちに刑法三五条の適用を失うものとしたとすれば、当 裁判所としては必ずしも賛することはできず(当庁函館支部の判例にも牴触し)、したがつてその法令適用の誤を指摘せざるを得ないが、しかし、原判決は、被告人 の所為は「如何なる観点に立つも法律上許容さるべきではない」としており、現に その所為は争議行為として違法であり、刑法二三四条の威力業務妨害罪を成立させ るものというべきであるから、結局において原判決は相当であることに帰し、原判 決に判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤は存しないといわなければな らない。控訴趣意第二点及び第三点も採用できない。

控訴趣意第五点(量刑不当)について

被告人の本件行為に及ぶに至つた動機はすでに説示したとおりであり、又被告人 が前叙のような実力を用いたのは遺憾ではあるが、その程度もきわめて強いという ものではなかつた。そして、本件行為の向けられた四七五号列車は、一般国民の交 通に直接的影響をもち、したがつて国鉄当局でもその運行の確保にことのほか腐心 する旅客列車ではなく、貨物列車であり、幸い代替運転がなされ得たため一七分の 遅発にとどまつた。このような業務妨害の程度その他諸般の事情を総合すると、原 判決が被告人を懲役四月の実刑に処したのはその量刑が重きに失したというべきで ある。論旨は理由があり、原判決はこの点で破棄を免れない。

第二 原判決の破棄及び自判 よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八一条により原判決を破棄した上、同法四 ○○条但書にしたがい、次のとおり自判する。

原判決が適法に認定した事実に法律を適用すると、被告人の所為は刑法二三四 条、二三三条、罰金等臨時措置法二条、三条、刑法六〇条に該当するので、所定刑 中懲役刑を選択し、所定刑期範囲内で被告人を懲役四月に処するが、なお同法二五 条一項を適用して本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予する。原審及び当審 における訴訟費用は刑事訴訟法一八一条一項本文により被告人の負担と定める。 よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中村義正 裁判官 萩原太郎)